



令和 7 年 3 月 7 日

内閣府政策統括官（防災担当）

岩手県大船渡市の林野火災による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定見込みについて

岩手県大船渡市の林野火災による災害については、地方公共団体や関係省庁等による被害状況調査の結果、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害に指定し、別紙の措置を適用する見込みとなりましたので、お知らせいたします。

今後は、激甚災害として指定する政令の制定に向けた手続を進めてまいります。

また、地方公共団体や関係省庁等による被害状況の把握が進展し、適用措置や地域の追加が必要となった場合には、改めてお知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 岡村、梅田

TEL：03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

(別紙)

岩手県大船渡市の林野火災による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定見込みについて

1. 激甚災害の指定（見込み）

岩手県大船渡市の林野火災による災害（仮称）

2. 適用措置の指定（見込み）

【局激】

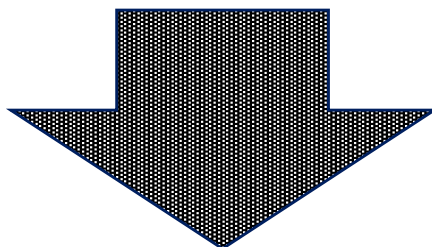
【適用措置】	【対象地域】
○森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2） 都道府県、市町村、森林組合等が森林を復旧するために行う被害木等の伐採、搬出、被害木等の伐採跡地における造林等の森林災害復旧事業について、1/2を補助。	岩手県大船渡市 <small>おおふなとし</small>

※今後、地方公共団体や関係省庁等による被害状況の把握の進展により、適用措置や地域が追加される場合がある。

(第11条の2) 森林災害復旧事業に対する補助

<通常の災害時の措置>

(補助なし)



<激甚災害指定時の措置>

○ 被害樹木等の伐採、搬出、伐採跡地における造林、当該激甚災害により倒伏した造林木の引起こし又はこれらの作業を行うために必要な作業路の開設を行う事業に対する補助

- ・都道府県が行う場合 国1/2
- ・市町村、森林組合等が行う場合 国1/2、都道府県1/6

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。